

学校法人諸規定の整備と運用（第八版）正誤表

平成 30 年 1 月現在

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
350	17	6 前項の規定にかかわらず、 <u>無期の契約が開始した日（以下「無期転換日」という。）</u> の年齢が満 60 歳を超えている者の定年退職日は、 <u>無期転換日</u> の属する年度の末日とする。	6 前項の規定にかかわらず、 <u>無期転換日の年齢が満 60 歳を超えている者の定年退職日は、無期転換した日の属する年度の末日とする。</u>
352	11	この作成例では、 <u>無期転換日</u> の属する年度の末日に定年退職することとなっていますので、	この作成例では、 <u>無期転換した日</u> の属する年度の末日に定年退職することとなっていますので、
	18	6 前項の規定にかかわらず、 <u>無期の契約が開始した日（以下「無期転換日」という。）</u> の年齢が満 60 歳を超えている高齢者の定年退職日は、次の各号の定めるところによる。	6 前項の規定にかかわらず、 <u>無期転換日の年齢が満 60 歳を超えている高齢者の定年退職日は、次の各号の定めるところによる。</u>
396	16	(親子法人等。詳細は同法施行規則 4 条の 3 参照)	(親子法人等。詳細は同法施行令 4 条の 3 参照)
	19	平成 24 年改正法には経過措置が設けられ、平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日までに継続雇用の対象者となる	平成 24 年改正法には経過措置が設けられ、平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までに継続雇用の対象者となる
	23	平成 <u>25</u> 年 3 月 31 日までに労使協定を結んでいない学校法人には、	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までに労使協定を結んでいない学校法人には、
401	2	第 6 条 再雇用者が前条の契約期間満了後も勤務の継続を希望し、 <u>第 3 条に定める対象者に該当する者は、1 年ごとに再雇用契約を更新することができる。</u> ただし、65 歳に達する日の属する学年度末までを限度とする。 2 <u>前項の定めにかかわらず、次表の左欄に掲げる定年に達する年度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以降の再雇用契約の更新については、労使協定で定める次の各号の基準（「以下「基準」という。」のすべてを満たす者を対象とする。</u>	第 6 条 再雇用者が前条の契約期間満了後も勤務の継続を希望し、 <u>かつ、労使協定で定める次の各号に掲げる基準（「以下「基準」という。」のすべてを満たす者は、65 歳に達する日の属する学年度末まで、再雇用契約を更新することができる。</u> ただし、65 歳に達する日の属する学年度末までを限度とする。 2 <u>前項の基準については、次表の左欄に掲げる定年に達する年度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる基準の適用年齢以降の者に適用する。</u>

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
405	6	<p>1 この規則は、平成 <u>24</u> 年〇月〇日から施行し、平成 <u>24</u> 年度中に定年に達する者から適用する。</p> <p>2 平成 <u>24</u> 年度中に定年に達する者については、第 4 条 1 項の 4 月を平成 <u>25</u> 年 1 月と、同条 2 項の 5 月を平成 <u>25</u> 年 2 月と読み替える。</p>	<p>1 この規則は、平成 <u>25</u> 年〇月〇日から施行し、平成 <u>25</u> 年度中に定年に達する者から適用する。</p> <p>2 平成 <u>25</u> 年度中に定年に達する者については、第 4 条 1 項の 4 月を平成 <u>26</u> 年 1 月と、同条 2 項の 5 月を平成 <u>26</u> 年 2 月と読み替える。</p>
438	19	<p>(2) <u>前条第 2 項に基づく休業をした者が前条第 3 項の申出をしようとするとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(追加)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>